

# 長浜市過疎地域における固定資産税の 課税免除制度のお知らせ（拡大）



過疎地域の産業振興を図るため、次の要件を満たしている場合、対象となる資産の固定資産税を免除（最大3年間）します。

令和4年度の課税分から、対象となる地域や業種、要件等の拡大を行いましたので、内容をご確認ください。

**対象地域** 虎姫地域、木之本地域、余呉地域、西浅井地域 ※下線部地域を追加

**対象者** 上記地域で事業を営み、  
青色申告書を提出する個人事業主または法人

**対象業種** (1) 製造業  
(2) 旅館業（下宿営業を除く）  
(3) 農林水産物等販売業  
(4) 情報サービス業等 ※下線部業種を追加

**対象要件** 令和3年4月1日以降に取得した対象資産の取得価額（圧縮記帳適用後の金額）の合計が 500 万円以上（※1） の場合、課税免除の対象となる資産（※2）の固定資産税を免除します。  
※下線部金額を引き下げ

| 資産の種類 |          | 取得要件の<br>対象 ※1 | 課税免除の<br>対象 ※2 | 備考                                                   |
|-------|----------|----------------|----------------|------------------------------------------------------|
| 土地    |          | ×              | ○              | 対象となる家屋の底地部分のみ<br>(但し、取得日の翌日から1年以内に家屋の建設着手があった場合に限り) |
| 家屋    |          | ○              | ○              | 新設・増設・改築（修繕または模様替え工事による取得を含む）<br>※3                  |
| 償却資産  | 機械及び装置   | ○              | ○              |                                                      |
|       | 構築物      | ○              | ×              | 事業の用に直接供されるものの<br>み取得要件に含めることができますが、課税免除の対象にはなりません。  |
|       | 車両及び運搬具  | ○              | ×              |                                                      |
|       | 工具器具及び備品 | ○              | ×              |                                                      |

※1 製造業・旅館業については、資本金 5,000 万円超の場合は取得価額 1,000 万円以上、資本金 1 億円超の場合は取得価額 2,000 万円以上となります。

※2 課税免除の対象は、事業の用に直接供される家屋部分、当該家屋の敷地、機械及び装置です。

※3 資本金の額が 5,000 万円超である法人は、新設・増設のみが対象となります。

裏面へ続く

#### 申請手続き

固定資産税課税免除申請書に必要事項を記入の上、次の書類を添付して申請してください。

#### 添付書類

- (1) 青色申告書の写し（減価償却資産の明細等を含む）
- (2) 土地、家屋又は償却資産の取得価額及び取得年月日を証する書類（写し可）
- (3) 建築工事請負契約書の写し
- (4) 各種図面（課税免除対象となる範囲を明示する全体の見取図、家屋の平面図及び機械等の配置図）
- (5) 法人登記簿謄本（写し可）※申請者が法人の場合に限る
- (6) 事業所の経歴及び事業の内容を示した書類（会社の経歴、パンフレット等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

#### 申請期限

対象事業の用に供する設備を取得した日の翌年の1月31日

#### お問い合わせ・申請窓口

長浜市税務課 資産税土地係・資産税家屋係  
本庁舎1階5番窓口  
電話：0749-65-6523



#### その他の税制支援（固定資産税）

一定の要件を備えた償却資産は、特例により固定資産税が軽減されます。要件、申請書類等については、HP または市税務課までお問い合わせください

- (1) 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）
- (2) 先端設備等導入計画に基づき認定後に取得した事業用設備
- (3) 家庭的保育事業等の用に供する設備、企業主導型保育事業の用に供する設備

